

令和３年度井の頭公園アートマーケット登録要領新旧対照表

新	旧	備 考
(作品等の制限) 第５条 次の各号に掲げる作品等は、アートマーケットに出展することはできない。 一 食品、飲料の類。 二 公序良俗に反する作品及び表現。 三 特定の宗教及び信条に基づく表現。または、表現を具現化した作品。 四 火気及び刃物の使用、その他来園者に危険となる行為。又は、その恐れがある行為。 五 医療行為及び医療行為に類する外観を有する行為又は誤認させ得る行為。 六 近隣住民や他の公園利用者の迷惑となるマイク及びアンプの使用、大音量の楽器類（打楽器、管楽器「ラッパの類」等）の演奏及び歌唱、公園利用に支障となるダンス等による自己表現。 七 特定の個人に相対し、その精神的領域に関与する行為。又は、そのような外観を有する行為。 八 販売価格が５,０００円を超える作品。 九 前各号のほか、井の頭恩賜公園において禁止されている行為。 <u>十 著作権を侵害するおそれのある作品（原材料を含む）または行為。</u> <u>十一</u> その他、アートキャスト審査会においてアートマーケットへの出展が不適と判断された作品等及び運営委員会が出展に適合しないと判断した作品等。	(作品等の制限) 第５条 次の各号に掲げる作品等は、アートマーケットに出展することはできない。 一 食品、飲料の類。 二 公序良俗に反する作品及び表現。 三 特定の宗教及び信条に基づく表現。または、表現を具現化した作品。 四 火気及び刃物の使用、その他来園者に危険となる行為。又は、その恐れがある行為。 五 医療行為及び医療行為に類する外観を有する行為又は誤認させ得る行為。 六 近隣住民や他の公園利用者の迷惑となるマイク及びアンプの使用、大音量の楽器類（打楽器、管楽器「ラッパの類」等）の演奏及び歌唱、公園利用に支障となるダンス等による自己表現。 七 特定の個人に相対し、その精神的領域に関与する行為。又は、そのような外観を有する行為。 八 販売価格が５,０００円を超える作品。 九 前各号のほか、井の頭恩賜公園において禁止されている行為。 十 その他、アートキャスト審査会においてアートマーケットへの出展が不適と判断された作品等及び運営委員会が出展に適合しないと判断した作品等。	(追加) (繰り下げ)